

せたがや福社區民学会 倫理的配慮に関するルール

せたがや福社區民学会の活動に参加するすべての個人および団体は、個人情報の使用等の際して常に倫理上の配慮を行い、次の各項をお守りください。

1 事例等を使用する場合

- (1) 予め対象者に、使用目的や内容を説明の上、使用について対象者の承諾を得ること。また、承諾を得ていることを明らかにすること。
- (2) 対象者本人が不在や判断能力低下等により意思確認ができない場合には、本人に代わる代理人から承諾を得ること。また、承諾を得ていることを明らかにすること。
- (3) 対象者及び関係者の尊厳や権利を損なうような使用はしないこと。

2 表記・表現上の留意点

- (1) 対象者個人が特定できないようにすること。
 - ①氏名は、イニシャルではなく、A氏、B氏、X氏、Y氏といった表記・表現にする。
 - ②年齢は、特に理由がなければ、「〇歳代」「前半・後半」などの表記・表現にする。
 - ③生年月日は、特に理由がなければ、「A年」「B月」「C月」などの表記・表現にする。
 - ④その他、世田谷区における活動であることを考慮の上、取り扱う情報は、個人が特定できない表記・表現に変更する。
- (2) 対象者及び関係者の尊厳を損なう表記・表現を慎むこと。

3 文献や図・表・画像等の使用

著作権等に配慮し、使用にあたり、承諾を得る・出典を明記する等の対応をすること。

4 団体会員が発表等を行う場合

予め、所属団体の了解を得ること。

5 せたがや福社區民学会大会要旨集や報告集等の、事例を含む資料の管理・扱い

各自責任をもって管理し、廃棄する場合は、個人情報が流出しないように裁断等の処理を行う。

なお、せたがや福社區民学会では、上記のルールに基づく倫理的配慮に欠けると判断した場合には、改善を求める等の対応を行う場合があることをご了承ください。